標準様式

※事業者に示す際には、契約の内容に応じて、加筆・修正してください

（事業者の皆様へ）

－委託契約に関する留意事項－

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

北海道

契約全般について

契約区分

・委託契約には成果物を求める**請負契約**と、一定の業務の執行を求める**（準）委任契約**があります

・**（準）委任契約**は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

・再委託は禁止です
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については裏面）

・受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います

・再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください

・再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません

報告等の義務

・業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください

調査等への対応

・契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります

指名停止等

・契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、道と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

・代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください
・代表者は構成員に対し、道との契約内容を十分に周知してください

－裏面－

再委託について

再委託は禁止です
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません

- 業務の全部を再委託する場合
- 業務の主要な部分を再委託する場合
- 複数の業務をまとめて委託した場合に、１件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、道の承諾を得てください

- 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- 再委託する理由及びその必要性
- 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- 再委託する相手方の過去の履行実績
- その他求められた書類